

Mito

広報みと

令和6(2024)年

3.15

No.1570
お知らせ号

スマホやパソコンなどで、事前に 戸籍や住民票の交付申請書等を 作成できます

問合せ／市民課(☎239-3248)



▼対応窓口

- ・市民課(市役所1階)

▼作成できる書類

- ・住所変更届書(転入、転出、転居など)
- ・証明書交付申請書(戸籍、住民票、印鑑、税など)

③市民課で手続き

■住所変更届書

市民課窓口で、二次
元コードと本人確認
書類を提示

■証明書交付申請書

市民課前のタブレット
端末で二次元コードを
読み込み、申請書を印刷

まずは
\\ タブレット端末へ! //

事前申請システム利用の流れ

①市公式LINEから

事前申請システムにアクセス

▼市公式LINE画面

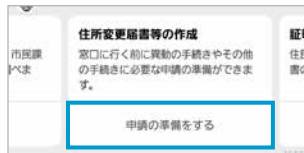


◀市公式LINE
友だち追加

基本メニューの
「手続・証明書」を選択



「申請の準備をする」を選択



詳細は、
市ホームページを
ご覧ください▼



市民課前タブレット端末

申請書と本人確認書類
を市民課窓口で提示

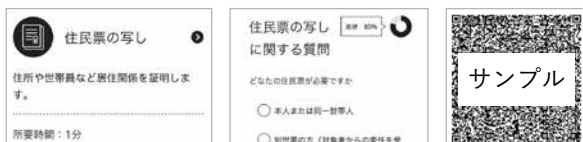
スマホや
パソコンを
持っていない方も! //

証明書交付申請書は マイナンバーカードや運転免許証でも 作成できます

- ①市民課前のタブレット端末で作成したい申請書を選択
- ②マイナンバーカードまたは運転免許証を選択
- ③マイナンバーカードの場合は、カード表面記載の数字、運転免許証の場合は、4桁のパスワードを入力
- ④印刷された申請書と本人確認書類をあわせて窓口で提示

②作成したい書類を選択し、項目ごとに内容を入力 すると、二次元コードが生成されます

▼事前申請システム画面



コンビニ交付もご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの方は、多機能端末機(マルチコピー機)があるコンビニでも、住民票、印鑑証明書、課税証明書(最新版)を発行できます。
※4桁のパスワードが必要です。